

自転車運転者講習の対象となる危険行為に 「妨害運転（あおり運転）」が追加されました。

<p>① 信号無視</p>	<p>② 通行禁止違反</p>	<p>③ 歩行者用道路における車両の徐行義務違反</p> <p>自転車が行き可能な歩行者用道路を通る場合には、徐行！</p>	<p>④ 通行区分違反</p>
<p>⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害</p>	<p>⑥ 遮断踏切立ち入り</p>	<p>⑦ 交差点安全進行義務違反</p>	<p>⑧ 交差点優先車妨害等</p>
<p>⑨ 環状交差点安全進行義務違反等</p> <p>右折 直進 左折 徐行 交差点内優先</p>	<p>⑩ 指定場所一時不停止等</p>	<p>⑪ 歩道通行時の通行方法違反等</p>	<p>⑫ 制動装置不良自転車運転</p> <p>ブレーキなし ブレーキ不良</p>
<p>⑬ 酒酔い運転</p>	<p>⑭ 安全運転義務違反</p> <p>ながら運転 ヘッドフォン着用 傘差し運転 二人乗り</p>	<p>⑮ 妨害運転（7類型）</p> <p>他の車両（自転車を含む）に対して、通行妨害目的で幅寄せ、逆走、不必要なブレーキ、進路変更、などの行為</p>	<p>自転車における妨害運転</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 通行区分 ② 急ブレーキの禁止 ③ 車間距離の保持 ④ 進路の変更の禁止 ⑤ 追越しの方法 ⑥ 警音器の使用等 ⑦ 安全運転の義務

自転車運転者講習のながれ

自転車運転者が危険行為を繰り返す
(3年以内に2回以上)

都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を受けよう
に命令

講習の受講
● 講習時間: 3時間
● 講習手数料: 6,000円

受講命令に従わなかった場合

➡ **5万円以下の罰金**

千葉県警察